

すべての人が安心して暮らせるために



生活保護の認定については、要保護者（生活困窮者）の申請に基づいて、厚生労働大臣の定める基準や年齢・健康状態等の様々な事情を考慮して決定されます。

市では、自立支援相談員を配置し、自立支援プログラム（就労支援・退院支援・多重債務解消支援等）を作成し、個々の実情に即した適切な自立支援を行っています。

◆住宅支援給付事業について

市では、離職者であって、就労能力や意欲がある人のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある人を対象として原則3か月間（一定の条件を満たした場合、最長9か月間）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

◆新たな生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネットの充実を図ることが必要とされています。自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他自立支援に

関する措置を講ずることにより生活困窮者の自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成25年12月6日に国会で可決・成立しました。法律が施行される平成27年4月に向けて、生活困窮者自立相談支援事業等の実施について、現在検討を行っています。

◆ご相談ください

市では、すべての人が安心して暮らせるために、生活に困窮する人の相談等に応じています。相談や申請の秘密は守られ、必要に応じて各種制度等の案内もしています。ひとりで悩まず、まずご相談ください。

問い合わせ

福祉課保護係（福祉会館内）
☎ 22-17742

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

虐待や差別など、様々な人権問題を積極的に把握し、問題解決の援助をするために、人権相談所を常時開設しています。

9月8日（月）から9月14日（日）までを全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談 0570-003-110

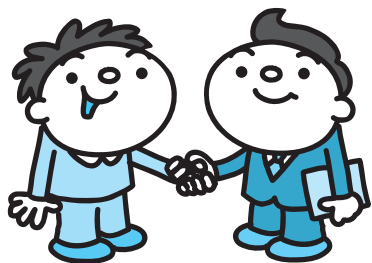
相談時間 8時30分～19時

※ただし、土・日曜日は10時～17時

実施機関

広島法務局

広島県人権擁護委員連合会



「人権のまち竹原」市民研究集会

日時 8月24日（日） 13時30分～15時

場所 勤労青少年ホーム3階軽運動場

※入場無料

テーマ お掃除ホームレスにみる人権

講師 田辺 凌鶴さん（講師）

講師プロフィール

講談協会としては、24年ぶりの男性真打昇進。講談の自作を得意とし、これまでに発表した自作講談は100本を超える。

問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726

